

# 先着順による買受申込者募集要項 (豊中市上新田三丁目土地売払)

応募される方は、この募集要項をよくお読みいただき、次の事項をご承知のうえ、お申込みください。

## 1 公募物件

物件所在地 豊中市上新田三丁目225番6  
地目 原野  
地積 55㎡(公簿)

なお、詳細は「物件明細」をご覧ください、各自で現地もご確認ください。

## 2 買受申込み

豊中市上新田三丁目225番6土地を、売払価格金703,000円として、買受の申込みを受け付けます。

### (1) 受付開始日

平成29年1月24日(火) 午前10時から

### (2) 受付期間及び時間

受付開始日以降、買受申込者があるまでは、毎日午前10時から12時及び午後1時から5時の間(ただし、土曜・日曜・祝祭日及び12月29日~1月3日を除きます。)で受付を行います。

### (3) 申込受付場所

大阪府吹田市古江台四丁目119番 千里北センタービル(ディオス1番館)3階  
一般財団法人大阪府タウン管理財団 千里事業本部 事業部 事業室

### (4) 申込方法

買受希望者は、別紙の「財団所有地買受申込書」(以下「買受申込書」という。)に別紙の「誓約書」を添えて、上記申込受付場所に必要な書類を直接持参して申込みを行ってください。

※この募集要項及び「財団所有地買受申込書」、「誓約書」等は、一般財団法人大阪府タウン管理財団(以下「財団」という。)のホームページから必要書類をダウンロードしていただくか、財団千里事業本部(大阪府吹田市古江台四丁目119番 千里北センタービル(ディオス1番館)3階)及び財団本部(大阪府泉佐野市りんくう往来北1番地 りんくうゲートタワービル12階)にて配布していますので入手してください。

## 3 買受者及び補欠者の決定方法

先着1名(共有名義を含む)の申込者を買受者とします。

ただし、受付開始日(1月24日)に限っては、受付を開始する午前10時の時点で複数の申込者がおられた場合は、抽選により買受者及び補欠者(補欠順位あり)を決定します。

また、買受者決定後売買契約締結までの間に買受申込書の提出があった場合、先着順に順位をつけて補欠者とします。補欠者は、買受者が定められた期間内に売買契約を締結しなかった場合又は買受者が応募者の資格を失った場合に補欠順位に従って買受者となります。

なお、補欠者としての効力は、買受者が売買契約を締結した時点で失効となります。

その際は、補欠者に書面にてお知らせします。

#### <買受者及び補欠者決定の具体例>

例えば、受付開始日（1月24日）の午前10時に受付場所へ申込書を持参した者が3名いた場合は、その3名の者を同着とみなして抽選により買受者・補欠1位・補欠2位を決定します。しかし、受付開始日の午前10時の時点で申込書を持参した者がなく、午前11時に初めて申込書を持参された者が来て申込書を提出した場合には、その者を買受者と決定します。

1月25日（受付開始日の翌日）以降においては、先着順により買受者を決定します。例えば、1月25日午前10時の受付時に申込書を持参された者が複数名おられた場合は、受付に先に並んでおられた者から受付を行い、買受者を決定します。

買受者決定後に申込書を提出した場合は、先着順により補欠1位、補欠2位・・・となります。

#### 4 買受希望者に必要な資格

買受希望者に必要な資格は、次のとおりとします。

(1) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。

①成年被後見人

②民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

③被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

④民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑤民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑥破産者で復権を得ない者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号及び第4号の規定に該当しない者であること。

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

#### 5 申込みの無効事由

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する申込みは、無効とします。

(1) 買受希望者に必要な資格のない者がした申込み

(2) 所定の買受申込書によらない申込み

(3) 買受希望者の記名押印がない申込み

(4) この要項に違反した申込み

#### 6 留意事項

(1) 買受希望者は、この要項、物件明細及び土地売買契約書(案)の各条項並びに法令上

の規制等をすべて承知したうえで申込みするものとします。

(2) 売買契約において使用する通貨は、日本国通貨に限るものとします。

(3) 当該物件の所有を共有名義とする場合には、買受申込書等の必要書類に当該物件の所有を希望する名義人全員の必要事項を記載してください。

#### 7 法人役員に関する書類の提出

買受希望者（共有者を含む）が法人の場合で、財団から提出の求めがあったときは、速やかに履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書及び役員名簿（氏名、読み仮名、生年月日が分かるもの）を提出してください。

#### 8 大阪府警本部長への個人情報の提供

買受希望者（共有者を含む）が大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号の規定に該当しない者であることを確認するため、財団は、同条例第24条第2項の規定に基づき、買受希望者から提出のあった履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書、役員名簿及び誓約書等により収集した個人情報を大阪府警本部長に提供することがあります。

#### 9 危険負担

買受者は、面積その他物件明細に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、契約の無効を主張し、又は代金の減免を請求することはできません。

#### 10 売買契約の締結

(1) 財団と買受者との売買契約は、買受者が決定した日から30日以内に、別掲「土地売買契約書(案)」により締結します。

(2) 買受者は、財団が指定する納入期限までに売買代金をお支払いください。なお、売買代金の振込手数料は、買受者の負担となります。

(3) 売買契約に要する収入印紙は、財団と買受者が平等に負担することとします。

(4) 売買契約の締結前に、財団事務所（千里事業本部）において重要事項説明を行います。

#### 11 所有権の移転時期

(1) 当該物件の所有権移転は、売買代金を完納したときとします。

(2) 物件は、現状有姿（あるがままのかたち）で、引き渡すものとします。

#### 12 買受者の譲渡制限

買受者は、当該物件の所有権移転登記前に、当該物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

#### 13 公租公課等

当該物件の所有権移転に要する登録免許税等及び代金完納後の公租公課は、買受者の負担とします。ただし、公租公課の負担起算日は、引渡し日の属する年度の4月1日とし、引渡し日以降の分を日割り計算（1年を365日とする）により算出し、買受者に負担していただきます。なお、公租公課負担金の振込手数料は、買受者の負担となります。

#### 1 4 売払結果の公表

当該物件の買受者の決定後は、その内容（物件所在地、数量、買受者の氏名、売払金額）を公表します。補欠者が買受者となった場合も同様とします。

#### 1 5 買受者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、買受者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに売買契約を締結しなかった場合。
- (2) 買受者が応募者の資格を失った場合。

#### 1 6 その他留意事項

- (1) 買受希望者は、この要項のほか、財団の指示事項を遵守しなければなりません。
- (2) 当該物件の瑕疵担保責任については、引渡した日から2年とします。
- (3) 当該物件を利用するに当たっては、公序良俗に反することのないようにしてください。
- (4) 建築確認や開発行為に当たっては、建築基準法及び大阪府、豊中市の条例等により、指導等がなされる場合がありますので、事前に関係機関へご確認いただくとともに、その指導等を遵守してください。
- (5) 当該物件の隣接土地所有者や、地域住民との協議・調整及び土地利用に関する調整等については、すべて買受者において行ってください。各種行政協議や地元調整が不調となったため、土地売買契約の締結や施設の開業等ができない事態が生じても、財団はその責めを負いません。
- (6) 買受者が、売買契約に定める義務を履行しないために財団に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

#### 1 7 募集の中止

本物件の募集は、予告なく中止する場合があります。なお、急な中止に伴う申込にかかる事前に要した費用等の損害賠償については応じることはできません。

## 売 払 物 件 の 概 要

物 件 所 在 地	豊中市上新田三丁目225番6
地 目 ・ 地 積	原野 55㎡ (公簿)
地 域 ・ 地 区 指 定	第一種中高層住居専用地域 第2種高度地区
現 場 確 認	随 時
売 払 価 格	金703,000円
売 払 物 件 に か か る 留 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 現状有姿及び公簿売買による売却ですので、当該物件の引渡しはあるがままの形になります。なお、敷地内の存置物として、敷地境界線から控えて木杭と番線の柵があります。また、当該物件の北側半分程度は法面となっております。</li><li>・ 当該物件は南北2方向で接道しておりますが、南側の辺長は2m未満であり、同敷地単体では建物の建築が困難な可能性があります。</li></ul>

## 日 程

<p>平成 29 年 1 月 17 日（火）～</p> <p style="text-align: center;"><b>募集要項の公表</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 募集要項は、財団のホームページで公表します。各自で必要書類をダウンロードしていただくか、財団千里事業本部（大阪府吹田市古江台四丁目 1 1 9 番 千里北センタービル（ディオス 1 番館）3 階）及び財団本部（大阪府泉佐野市りんくう往来北 1 番地 りんくうゲートタワービル 1 2 階）にて配布していますので入手してください。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">随 時</p> <p style="text-align: center;"><b>現場確認</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場確認を行う場合は、近隣住民等の迷惑にならないよう、ご配慮願います。</li> <li>・ 当該物件内で発生した事故等の責任は負いません。</li> </ul>
<p>平成 29 年 1 月 24 日（火）～</p> <p style="text-align: center;"><b>受付期間</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所定の「買受申込書」と「誓約書」を、財団千里事業本部へ直接持参して申込みを行ってください。先着 1 名（共有名義を含む）の申込者を買受者とします。買受者決定後売買契約締結までの間に買受申込書の提出があった場合、先着順に順位をつけて補欠者としません。</li> </ul>
<p>買受者が決定した日から 売買契約締結前</p> <p style="text-align: center;"><b>重要事項説明</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買受者に対し、当該物件の重要事項説明を実施します。（場所：財団千里事業本部）</li> </ul>
<p>買受者が決定した日から 30 日以内</p> <p style="text-align: center;"><b>売買契約の締結</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財団と買受者との間で、売買契約を締結します。</li> </ul>
<p>財団と買受者で協議した 売 買 代 金 納 入 期 限</p> <p style="text-align: center;"><b>売買代金の支払い</b></p> <p>⇒当該物件の引渡し・</p> <p>所有権移転登記・公租公</p> <p style="text-align: center;"><b>課負担金の支払い</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売買代金をお支払いください。（支払日＝引渡し日は買受者と協議のうえ決定いたします。）</li> <li>・ 財団が売買代金を受領後、当該物件を現状有姿で引渡しいたします。</li> <li>・ 登録免許税等、所有権移転に関する費用は、買受者の負担となります。</li> </ul>